

香川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第27号

香川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

香川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による特定水産資源の漁獲量等の報告（以下「漁獲量等の報告」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>漁獲割当管理区分の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告 第1号様式</p> <p>(2) <u>漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告</u> 第2号様式</p> <p>(3) <u>漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告 第3号様式</p> <p>(4) <u>漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告</u> 第4号様式</p> <p>(5) <u>漁獲努力量管理区分に係る報告</u> 第5号様式</p> <p>4 略</p> <p>(代理人による報告)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）</u>第26条第1項又は第30条第1項の規定による特定水産資源の漁獲量等の報告（以下「漁獲量等の報告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他電子情報処理組織により提出することが困難であると知事が認める場合には、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を提出することにより漁獲量等の報告を行うことができる。</p> <p>(1) 漁獲割当管理区分に係る報告 第1号様式</p> <p>(2) <u>漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）</u>に係る報告 第2号様式</p> <p>(3) <u>漁獲努力量管理区分に係る報告</u> 第3号様式</p> <p>4 略</p> <p>(代理人による報告)</p>

第3条 漁獲量等の報告について代理人を選任した者は、代理人選任届出書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

第3条 漁獲量等の報告について代理人を選任した者は、代理人選任届出書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

第1号様式（第2条関係）

(表)

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書
（漁獲割当管理区分）

年 月 日

香川県知事 殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法第26条第1項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)	
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、海区漁業調整委員会の委員の任命、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、香川県等の関係機関へ提供することに同意します。

第1号様式（第2条関係）

(表)

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

香川県知事 殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法第26条第1項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲量	(単位：)
陸揚げした日／漁獲量 (kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、海区漁業調整委員会の委員の任命、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、香川県等の関係機関へ提供することに同意します。

(裏)

- 備考 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には、表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄には、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄には、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。
- 4 「特定水産資源ごとの陸揚げした日」の欄には、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

(裏)

- 備考 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には、表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄には、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「特定水産資源の名称」の欄には、くろまぐろの漁獲量の報告の場合は、「30キログラム未満のもの」と「30キログラム以上のもの」は異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入すること。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄には、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。
- 5 「陸揚げした日」の欄には、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

第2号様式（第2条関係）

（表）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

香川県知事 殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法第26条第2項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量（kg）	個体の数
船舶等の名称			

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、海区漁業調整委員会の委員の任命、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、香川県等の関係機関へ提供することに同意します。

(裏)

- 備考 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には、表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄には、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄には、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。
- 4 「陸揚げした日」の欄には、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

第3号様式（第2条関係）

(表)

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書
 (漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。))

年 月 日

香川県知事 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)

1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第1項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	船舶の名称	
	漁船登録番号	
管理区分の名称		
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量(kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、海区漁業調整委員会の委員の任命、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、香川県等の関係機関へ提供することに同意します。

第2号様式（第2条関係）

(表)

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。))

年 月 日

香川県知事 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)

1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第1項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		
管理区分又は漁業種類		
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量(kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、海区漁業調整委員会の委員の任命、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、香川県等の関係機関へ提供することに同意します。

(裏)

- 備考 1 「許可番号又は免許番号」の欄には、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた場合は、当該承認番号を記載すること。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合は、省略すること。
- 2 「陸揚げした日」の欄には、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

(裏)

- 備考 1 「免許番号又は許可番号」の欄には、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた場合は、当該承認番号を記載すること。免許番号又は許可番号（承認番号を含む。）のいずれも持たない場合は、省略すること。
- 2 「特定水産資源の名称」の欄には、くろまぐろの漁獲量の報告の場合は、「30キログラム未満のもの」と「30キログラム以上のもの」は異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入すること。
- 3 「陸揚げした日」の欄には、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

第4号様式（第2条関係）

（表）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の
管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

香川県知事 殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第2項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量（kg）	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、海区漁業調整委員会の委員の任命、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、香川県等の関係機関へ提供することに同意します。

(裏)

- 備考 1 「許可番号又は免許番号」の欄には、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた場合は、当該承認番号を記載すること。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合は省略すること。
- 2 「陸揚げした日」の欄には、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

第5号様式（第2条関係）

略

第3号様式（第2条関係）

略

第6号様式（第3条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（以下「法」という。）の規定による報告について、次のとおり代理人を選任したので届け出ます。

なお、代理人に対して委任期間の満了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出をしなかった場合は、従前の契約と同一の条件で当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。）。委任契約を解除する場合には、解除する日の30日前までに、代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

代理人の氏名	
代理人の住所	
委任期間	年 月 日から 年 月 日まで
委任事項	<input type="checkbox"/> 法第26条第1項又は第2項の規定による知事に対する報告（漁獲割当区分における漁獲量等の報告） <input type="checkbox"/> 法第30条第1項又は第2項の規定による知事に対する報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意書

上記報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、海区漁業調整委員会の委員の任命、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、香川県等の関係機関へ提供することに同意します。

- 備考 1 委任者が複数の場合には、連名とすることができる。
2 □については、該当するものに「」を記入すること。

第4号様式（第3条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（以下「法」という。）第26条第1項又は第30条第1項の規定による報告について、次のとおり代理人を選任したので届け出ます。

なお、代理人に対して委任期間の満了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出をしなかった場合は、従前の契約と同一の条件で当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。）。委任契約を解除する場合には、解除する日の30日前までに、代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

代理人の氏名	
代理人の住所	
委任期間	年 月 日から 年 月 日まで
委任事項	<input type="checkbox"/> 法第26条第1項の規定による知事に対する報告（漁獲割当区分における漁獲量等の報告） <input type="checkbox"/> 法第30条第1項の規定による知事に対する報告

2 個人情報の取扱いに関する同意書

上記報告の内容について、国及び都道府県が実施する水産資源の資源評価、海区漁業調整委員会の委員の任命、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、香川県等の関係機関へ提供することに同意します。

- 備考 1 委任者が複数の場合には、連名とすることができる。
2 □については、該当するものに「」を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式、第2号様式及び第4号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。